

# 群馬大学理工学部及び大学院理工学府代議員会規程

平成26年4月1日 制定

平成27年4月1日 改正

## (設 置)

第1条 群馬大学理工学部教授会（以下「学部教授会」という。）及び大学院理工学府教授会（以下「学府教授会」という。）の議事運営の円滑化を図るため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条に規定する代議員会として群馬大学理工学部及び大学院理工学府代議員会（以下「代議員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 代議員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学教員の教育研究業績等の審査に関する事項のうち、学府教授会から付託された事項
- (2) 学生の在籍に関する事項のうち、学府教授会及び学部教授会から付託された事項
- (3) 学部及び学府の教育研究に関する事項のうち、学部教授会及び学府教授会から付託された事項
- (4) その他前各号に準ずる事項

## (組 織)

第3条 代議員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学府長
- (2) 評議員
- (3) 副学府長及び副学部長
- (4) 各部門正副部門長（理工学基盤部門及び産学連携推進部門を除く。） 各2人
- (5) 理工学基盤部門長
- (6) 人事・予算委員会委員長，学府教務委員会委員長，学部教務委員会委員長，学部入学試験委員会委員長及び国際交流・学生支援委員会委員長
- (7) その他学府長が指名する教員

## (会 議)

第4条 学府長は、代議員会を招集し、その議長となる。

- 2 学府長に事故あるときは、副学府長又はあらかじめ学府長の指名した教授がその職務を代行する。
- 3 代議員会は、原則として毎月1回教授会の前に定期的を開催する。
- 4 学府長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 5 学府長は、代議員会招集に先立ち、あらかじめ議題を構成員に通知するものとする。
- 6 代議員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。
- 7 代議員会の議決は、出席構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(教授会への報告等)

第5条 代議員会における審議又は報告事項のうち、議長が必要と認めた事項については、学部教授会及び学府教授会に報告するものとする。ただし、代議員会に付託された事項であっても議長が必要と認めた事項については、改めて学部教授会及び学府教授会で審議することができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部 会)

第7条 代議員会に、具体的事項を審議させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

(事 務)

第8条 代議員会の事務は、副事務長及び庶務係において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学府教授会の議を経て、学府長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以降、工学部及び工学研究科に在学する者が、当該学部及び当該研究科に在学しなくなるまでの間、学部教授会に工学部教授会を、学府教授会に工学研究科教授会を含めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。